

# 水道施設の耐震化

## 水道施設の耐震性能・耐震性の向上に関する取り組み

水道法施行規則第17条の2第6号により、水道利用者に対して、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取り組みの状況を情報提供することが義務付けられていますので、お知らせします。

なお、本企業団では、平成26年度に「水道施設耐震化計画」を策定し、平成28年度で耐震診断を終了しました。

○水道施設耐震化計画 ([http://kamiina-suidou.jp/syoukai\\_taisinnkakeikaku.pdf](http://kamiina-suidou.jp/syoukai_taisinnkakeikaku.pdf))

### ●基幹管路の状況

管路総延長は、70.2km で、基幹管路総延長に対する耐震適合性管の延長及び耐震適合性率は下記の表のとおりです。

基幹管路の総延長 ①	耐震適合性の延長 ②	耐震適合率 ②/①
L = 70.2 km	L = 64.4 km	91.7%

#### 【基幹管路とは】

基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管をいう。

- ・ 導水管・・・原水を送るための管
- ・ 送水管・・・浄水場から配水池に浄水を送るための管
- ・ 配水本管・・・配水池から給水区域まで浄水を送るための管
- ・ 配水支管・・・配水本管以外の配水管

} 企業団の該当部分

#### 【耐震管及び耐震適合性管とは】

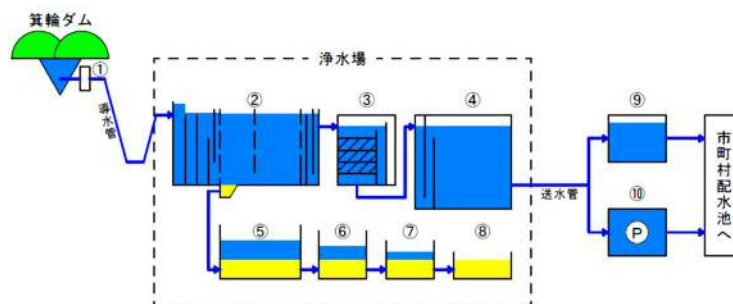
「耐震管」とは、地震の際でも継手接合部が伸縮性、屈曲性及び離脱防止機能構造となっている管のことをいいます。それに対して、耐震管以外でも地盤の性状で軟弱地盤、液状化しやすい埋立地以外の良質地盤に布設されている管で、耐震性があると評価できる管であり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性管」と呼んでいます。

## ●構築物等（浄水場及び調整槽等）の状況

構築物等（浄水場・調整槽等）の耐震診断については、平成25年度から平成28年度の期間で耐震診断を実施しました。また、平成29年度は耐震診断結果に基づき、今後の耐震補強工事の計画を策定しています。

施設名		平成25年度	平成27年度	平成28年度	
取水量調整室				診断終了	
浄水場	薬品沈でん池		診断終了		
	急速ろ過池		診断終了		
	浄水池	診断終了			
	排水処理設備	排水池			診断終了
		排泥池			診断終了
		濃縮槽			診断終了
第1調整槽			診断終了		
第2調整槽			診断終了		
第3調整槽			診断終了		
第4調整槽		診断終了			
第1ポンプ場			診断終了		
第2ポンプ場			診断終了		
水管橋（3箇所）				診断終了	

### 【水道施設のイメージ図】



①取水量調整室

ダムから浄水場までの水道管（導水管）の水圧を調整します。

②薬品沈でん池

塩素と凝集剤を入れ、水中のゴミをかたまりにして沈めます。

③急速ろ過池

無煙炭・砂・砂利の層を通し、水中の微細なゴミを取り除きます。

④浄水池

きれいになった水を蓄えておきます。

⑤⑥⑦⑧排水処理設備

水中のゴミを取り除いてできた泥を、濃縮して天日で乾かします。

⑨調整槽

浄水場から水道管（送水管）で送られた水を蓄えておきます。

⑩ポンプ場

標高の高い調整槽や配水池はポンプで水を送ります。